

平成30年2月14日

▼タイトル： 特定空家等の略式代執行による除却の実施について

▼内容：

高島市勝野における所有者不存在物件（空家）について、倒壊などのおそれがあることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行を実施します。なお、建物にかかる略式代執行は県内初となります。

▼建物の概要

所在地	高島市勝野568番地
建築年	不詳
構造、面積等	○主たる建物(木造瓦葺2階建) 123.46㎡ ○附属建物(木造瓦葺平屋建) 63.73㎡ ※物置 ○未登記附属建物(木造瓦葺平屋建) 約7.00㎡ ※便所・浴室
敷地	○勝野568番地 180.82㎡ ○勝野456番地4 21.00㎡
状態	老朽化により道路および隣家への倒壊のおそれが高い。 主たる建物の正面および東側の一部(約14㎡)がすでに倒壊している。



現在の様子



屋根等が崩落し、地域住民が除却する様子(H29年1月)

▼略式代執行の内容および着手予定日時

○当該建物の解体、撤去および処分

○着手予定日時 平成30年2月22日(木曜日) 午前10時

代執行宣言後、着手予定(荒天などの場合は、延期することがあります。)

○略式代執行の着手に先立ち、平成30年2月19日(月曜日)から建物外部に足場を組みシートで覆う予定です。

▼現地説明会

○着手予定日の午前9時30分から現地において、当該建物に係る経過等の説明を行います。

○付近に駐車場がありませんので、車は高島支所駐車場または市営高島勝野駐車場に駐車してください。(裏面参照、現地まで徒歩約5分)

▼位置図



▼問い合わせ先

- 所属：市民生活部市民協働課（担当：荒木 友彦）
- 電話番号：0740(25)8526
- ファックス：0740(25)8156